

## 平成19年第4回土岐市議会定例会報告

### 平成19年第4回議会定例会のあらまし

今議会には、補正予算3件、条例の一部改正6件、人事案件2件、決算（企業会計）の認定2件、その他案件2件の15件が理事者側から上程され、議員提出議案として、決算特別委員会の設置及び飲酒運転根絶に関する決議を提出しました。

決算認定の2件を決算特別委員会に付託し、11月1日に開催し、審査を行いました。決算についての報告は、次号でさせていただきます予定です。

飲酒運転根絶に関する決議は、平成14年9月議会において、同様の決議を行いました。その後も新聞紙上で、毎日のように悲惨な事故が報道されています。そういう状況を踏まえ、再度、市民のみなさんに飲酒運転の根絶を推進するため、決議をいたしました。

土岐市民から被害者も加害者も出さないよう、一人一人が自覚をもって行動しましょう。

人事案件につきましては、9月12日の本会議において、教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに齋木寛治さんの選任、公平委員会委員の奥村康子さんの再任に同意をしました。

補正予算関係、条例の一部改正関係、その他の案件は、常任委員会に付託し、9月18、19日に審査され、9月26日の本会議において、すべて原案どおり可決しました。各常任委員会の審査内容は、以下のとおりです。

## 常任委員会の審査報告

### 第一常任委員会

第二常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は、次のとおりです。

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分については、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業費補助金の事業計画について」質疑があり、「二年計画で、国が行う事業である」旨の答弁があり、続いて、「対象となる地域、森林は、どこか。また、面積三十ヘクタールと決めた理由は」との質疑があり、「場所については、現在、県、市、陶都森林組合で検討中である。また、面積については、県での調整結果である」旨の答弁があり、続いて、「国際陶磁器フェスティバル美濃負担金の三市の割合について」質疑があり、「三分の一を多治見市で、残りの三分の二は、

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分については、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業費補助金の事業計画について」質疑があり、「二年計画で、国が行う事業である」旨の答弁があり、続いて、「対象となる地域、森林は、どこか。また、面積三十ヘクタールと決めた理由は」との質疑があり、「場所については、現在、県、市、陶都森林組合で検討中である。また、面積については、県での調整結果である」旨の答弁があり、続いて、「国際陶磁器フェスティバル美濃負担金の三市の割合について」質疑があり、「三分の一を多治見市で、残りの三分の二は、

多治見市を含む三市の人口割りにある」旨の答弁があり、続いて、「庚申・山神線の総事業費について」質疑があり、「四億六千万円程を予定している」旨の答弁があり、続いて、「新土岐津線推進事業費について、委託費の内訳は」との質疑があり、「用地測量委託費が、三百八十万円、交差点変更設計業務委託費が、九十七万円、事業関連委託料が、二百七十万円である」旨の答弁があり、続いて、「今後のスケジュールは」との質疑があり、「地権者の意向を把握することが重要である。事業化の実現に向け、地権者への協力を求め、まちづくり交付金申請に必要な整備計画を行う予定である」旨の答弁があり、続いて、「教育費、コミュニティ助成事業について、この助成制度は、広く市民に周知されているのか。また、これまで助成を受けた団体はあるのか」との質疑が



崩落した荒神洞線

あり、「今回が初めてであり、今後は、市民周知に努める」旨の答弁があり、続いて、「災害復旧費について、荒神洞線は、開通して間もない道路であるが、崩壊した原因は」との質疑があり、「この地域は、固結粘土層と砂礫層の二層から成る地質であり、固結粘土層は、雨水を浸透しない性質がある。七月十三日から七月十五日にかけ、二百二十ミリの大雨が降ったため、地下水位が上昇し、上部の砂礫層が崩壊した」旨の答弁がありました。

「平成十九年度土岐市水道事業会計補正予算（第一号）」について「は、「受変電設備と自家発電設備の二つの工事が

あるが、市と合同会社土岐アクアシルヴァと共同で行う理由は。両方市で行うべきではないか」との質疑があり、

「受変電設備は、既設の北部送水ポンプ場に設置し、自家発電施設は、同ポンプ場隣接地に土岐アクアシルヴァが建物及び送水ポンプと一緒に整備するため、協議の結果、それぞれで行うこととした」旨の答弁がありました。

「土岐市小口融資条例の一部を改正する条例について」は、「土岐市で何件の利用があるのか」との質疑があり、

「平成十年度から平成十八年度までに四十一件、今年度は、現在のところ〇件である」旨の答弁がありました。

「土岐市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」は、「どのような産業形態の企業が対象になるのか」との質疑があり、「業務など統計調査に用いる産業分類の

大分類Fに該当する製造業、また、標準産業分類に掲げる大分類Iの運輸、倉庫業が対象となる」旨の答弁があり、続いて、「地場産業でも対象となるのか」との質疑があり、「全ての地場企業が対象とはならないが、製造業は対象となる」旨の答弁がありました。

「土岐市下水道条例の一部を改正する条例について」は、「今後、どのような占用が想定されるか」との質疑があり、

「管路に設置する光ファイバーやポンプ場に設置する施設などが考えられる」旨の答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分

「全会一致・原案可決」平成十九年度土岐市水道事業会計補正予算（第一号）

「全会一致・原案可決」土岐市小口融資条例の一部改正

「全会一致・原案可決」土岐市企業立地促進条例の一部改正

「全会一致・原案可決」土岐市下水道条例の一部改正

〈全会一致・原案可決〉

第一常任委員会

第一常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は、次のとおりです。

「平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分・その他所管部分について」「歳入の部」では、「特別交付金の確定額と当初見込み額の差が大きいのはなぜか」との質疑があり、「特別交付金は、平成十一年の税制改正による恒久的な減税に伴う、

地方税の減収の一部を補填するために交付されていたが、平成一九年度から廃止され、そのことによる激変緩和の経過措置として、今年度から三カ年に限り交付されるもので、当初予算編成時に県からの試算をもとに、予算計上したが、その後、県が改めて、計算をしたところ、大幅な減となったものである」旨の答弁があり、続いて、「自治総合センターからの助成金の制

度についてどのような制度か」との質疑があり、「この助成金は、自治総合センターからのものであるが、宝くじの収益からのものであり、助成の経緯はコミュニティの育成などに助成するというこ

とで、文化振興課を通じ、土岐津炎太鼓の方からお話があり、県へ申請し、認めていただいたものであり、この助成の主旨に該当すれば、市を通じて、申請はできるが、県内で枠があり、申し込めばいつでももらえるというものではない」旨の答弁があり、続いて、「国庫負担金の災害復旧

費負担金は、事業費の三分の二で、残りの三分の一にあてる災害復旧費の九十五パーセントが、交付税措置されるということだが、どの災害でも同じか」との質疑があり、「災害が発生すると国による査定を受け、災害と認定されれば、三分の二が国庫負担金で、三分の一を起債とし、そのうち九十五パーセントが交付税に算入される」旨の答弁があり、続いて、「歳出の部」

では、「パーデンパークSOGIの熱源を電気ではまかないきれないので、プロパン施設で補完することに至った経緯について」質疑があり、



パーデンパークSOGI足湯

「この施設の熱源は、全て電気でまかなっていたが、入場者数が、当初の見込みより、多かつたこと、及び急な温度低下などに対応するため、プロパン施設にした」旨の答弁があり、続いて、「この施設は、これまで、熱源について、いろいろなたらブルが起きていたが、電気の補完としてプロパンを使うことは、大丈夫なのか」との質疑があり、

「この施設の熱源は、全て電気でまかなっていたが、入場者数が、当初の見込みより、多かつたこと、及び急な温度低下などに対応するため、プロパン施設にした」旨の答弁があり、続いて、「この施設は、これまで、熱源について、いろいろなたらブルが起きていたが、電気の補完としてプロパンを使うことは、大丈夫なのか」との質疑があり、

「地下に設置してある温水槽に、今回設置するボイラの配管を接続することにより、現在のシステムでの昇温を補助するものであり、問題は起きない」との答弁があり、続いて、「この設備をつけること

であり、それに起因する事故については、市の責任である」との答弁がありました。

「質疑終了後、討論に入り、歳入において、特別交付金は、恒久減税を廃止したことによる、三カ年の経過措置によるものであり、その施策に反対であり、予算編成時と県の試算に誤差が生じ、大幅な補正を組まなければならないこと

に對しても、遺憾であり、反対である旨の討論と、歳入は、適正に計上されており、歳出についても、熱源の補完など必要なものが、計上されているので、賛成するとの討論がありました。

「土岐市憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、「河合親の家を河合区へ無償貸与するということだが、修繕などが生じた場合、他の集会場と同じように限度額の範囲内での三分の一の補助が適用されるか」との質疑があり、

「他の集会場は、町内の方々のお金で建てられており、この集会場は、市が設置したものであり、成り立ちが違つた

め、通常の補助の適用は、考えておらず、河合区とも修繕などは地元で行うことで合意している」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、「河合親の家を河合区へ無償貸与するということだが、修繕などが生じた場合、他の集会場と同じように限度額の範囲内での三分の一の補助が適用されるか」との質疑があり、

「他の集会場は、町内の方々のお金で建てられており、この集会場は、市が設置したものであり、成り立ちが違つた

め、通常の補助の適用は、考えておらず、河合区とも修繕などは地元で行うことで合意している」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

行財政改革 特別委員会

去る八月二十日（第四回）九月二十一日（第五回）十月二十三日（第六回）委員会を開催しました。主な意見は次のとおりです。（第六回は、次号で、報告します。）

「入札制度について」今までのように、最低応札価額の業者と契約をするという方法ではなく、技術力の評価、社会貢献の度合い、市民福祉の貢献やエコへの取り組み状況など、総合的な評価を充分加味して、応札価額とのバランスを保ちながら業者を選定するような方法を取り入れることも検討すべきではないか。

「民間委託、指定管理者制度について」指定管理者制度については、現在、ほとんどの施設が、二十一年度までの管理をお願いしているが、二十二年以降は、公募により指定管理者を決める必要がある

「電子自治体について」IT化により職員数が減っているかという点、確かに、平成元年当時と比べれば、百人近くが減っているが、老人介護施設の設置や特別保育の導入

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決

「土岐市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の變更について」は、「日本下水道事業団が、入札をするにあたって、地元業者の参加に対し、配慮をしたのか」との質疑があり、「建設

工事において、岐阜県内に本社、本店を有する業者という条件をつけていただいた」との答弁がありました。

「審査結果」平成十九年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳入の部全部、歳出の部所管部分、その他所管部分へ賛成多数・原案可決